

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

## 学校法人 福井仁愛学園

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

計画期間：平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

### 目標1 過重労働の防止及び年次有給休暇の計画的取得の促進に向けた取り組みを行います。

---

平成30年5月～ 過重労働防止に向け、超過労働時間の実態を調査します。併せて、前年度の教職員の年次有給休暇取得状況を把握します。

平成30年10月 超過勤務の実態に基づき、改善のための施策を検討し実施します。また、年次有給休暇の取得状況に基づき、計画的取得に向けた取り組みについて検討し実施します。

### 目標2 出産、育児、介護に関する保護制度の理解促進のための措置を講じます。

---

平成30年5月～ 各校にて育児休暇、介護休暇又は短時間勤務等に関する制度が、教職員に分かりやすく周知されているか調査等を行います。その上で、教職員に制度をより分かりやすく提示するための方策について検討を行います。

平成30年10月～ 制度を分かりやすくまとめたリーフレット、もしくはグループウェア等の学内イントラネットを利用して、育児休暇、介護休暇又は短時間勤務制度に関する制度の更なる周知を図り、出産、育児又は介護に関する保護制度の浸透を図ります。

### 目標3 子育て支援に係る制度の周知により、教職員の育児参加意識の醸成を図ります。

---

平成30年5月～ 教職員が取得できる特別休暇等の制度について、理解・認識の向上を目的とし、制度内容を分かりやすく伝えるための方策について検討を行います。

- (1) 妻の出産時の父親である職員の特別休暇や育児休暇の取得の促進に向けた内容。
- (2) 小学校就学前の子どもに予防接種や健康診断を受けさせるため、取得することができる看護休暇の利用促進に向けた内容。
- (3) 小学校就学前の子を養育するため取得することができる特別休暇の利用促進に向けた内容。

平成30年10月～ 制度を分かりやすくまとめたリーフレット、もしくはグループウェア等の学内イントラネットを利用して子育て支援制度の浸透を図ります。